

柏市全国大会等出場奨励金交付要領

制定 平成18年4月1日

施行 平成18年4月1日

1 趣旨

この要領は、スポーツを通して全国大会等に出場した個人又は団体に対して奨励金を交付することにより、上位大会に出場した選手の功績を称えるとともに競技力の向上を図り、もって本市のスポーツ振興に資することを目的とする。

2 定義

この要領において、全国大会等とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 世界大会

オリンピック等の世界規模の大会で次のもの

- ア オリンピック
- イ パラリンピック
- ウ デフリンピック
- エ ワールドカップ
- オ 世界選手権大会

(2) アジア大会

アジア圏の国々が出場する大会や世界大会出場権をかけた大会等で次のもの

- ア アジア大会
- イ 世界大会出場をかけたアジア予選大会

(3) 全国大会

県予選会、選考会などの選抜手続を経る全国的規模の大会で次のもの

- ア 国民スポーツ大会
- イ 文部科学省が主催する選手権大会
- ウ 財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する選手権大会

- エ 公益財団法人日本パラスポーツ協会及び当該協会に加盟する団体が主催する選手権大会
 - オ 全国小・中・高等学校体育連盟が主催する選手権大会
 - カ 全国高等学校野球連盟が主催する選手権大会
- (4) その他特に市長が必要と認めたもの

3 対象者

奨励金の交付を受けることができるものは、全国大会等に出場したものであって、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 申請日時時点で柏市内に住所を有する個人又は当該個人により組織される団体
- (2) 柏市内に設置された学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）に在学する個人又は当該個人により組織される団体
- (3) 柏市内に所在する事業所に勤務するものが当該事業所の代表として全国大会等に出場した場合における当該事業所

4 交付対象外となるもの

前項の規定の中で次の各号に掲げるものは交付対象外とする。

- (1) 特定の業種や学部学科に特化した全国大会等（教員大会、体育学科・コースの大会等）
- (2) eスポーツ及びマインドスポーツ等
- (3) 予選のない全国大会で、参加料を支払うことにより出場できる大会等。ただし、以下に当てはまる全国大会等については交付対象とする。

ア 大会が定める参加標準記録その他これに準ずる基準を満たして出場した大会

イ 中央競技団体等から招待や推薦を受けて出場した大会

ウ 競技人口等の事情により地方予選を実施せず出場した全国大会等のうち、中央競技団体等が主催する大会において、当該大会の規定に基づく入賞またはベスト8以上の成績を収めた場合

エ その他、市長が認めたもの

5 奨励金の額

奨励金の額は、次のとおりとする

	個人競技	団体競技	奨励金の限度額
	奨励金の額	奨励金の額	
世界大会	1人当たり 50,000円	出場者数に50,000円 を乗じて得た額	500,000円
アジア大会等	1人当たり 30,000円	出場者数に30,000円 を乗じて得た額	300,000円
全国大会	1人当たり 10,000円	出場者数に10,000円 を乗じて得た額	100,000円

6 交付申請

奨励金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、1大会につき1回の申請に限る。

- (1) 予選大会の要項及び結果の分かるもの
- (2) 全国大会等の要項及び出場登録の分かるもの
- (3) 住所、勤務先、在学校の確認ができるもの

7 代理申請

前項の規定にかかわらず、申請者の親権者、在学校の校長又は団体の代表者は代理で申請できるものとする。

8 申請書及び出場報告書提出期限

全国大会等が開催された日から起算して1年以内に申請書と併せて出場報告書を提出するものとする。なお、申請書等の提出は必ず大会終了後とし、大会前の提出は認めない。

9 標準処理期間

申請書の提出から奨励金の交付までに要する標準的な期間は、以下のとおりとする。

- (1) 申請日が申請月の1～15日については、翌月の10日以降とする。
- (2) 申請日が申請月の16～末日については、翌月の25日以降とする。

10 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4項の規定は、平成25年4月1日以後に開催される全国大会等に係る奨励金について適用し、同日前に開催された全国大会等に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4項の規定は、平成30年4月1日以後に開催される全国大会等に係る奨励金について適用し、同日前に開催された全国大会等に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。